

平成22年度第2回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は次のとおりです。

○北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画区域マスタープランの改定)

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
A	<p>J R 島本駅は、2008年3月15日に開業した。島本町は、2009年6月に J R 島本駅西側の農地所有者にアンケート調査を実施した。この結果は、将来も農業を続けようと思う人が47.2%、思わない人が44.4%、将来市街化区域になることが必要と考えている人が33.3%、考えていない人が55.6%となっており、開発か否かを巡って意見が分かれている。</p> <p>さらに、町は、農地所有者の意見を聞きたいとして、今年度より勉強会を3回開催してきたが、農地所有者に相談することなく、府に対し「保留区域の設定」の素案を提出したのは、農地所有者の信義に背くもの。町が保留区域の設定を撤回し、農地所有者と対等の立場で話し合いの時間を保証することを求める。</p>	<p>保留区域とは、一斉見直しの時期に係わらず、事業の実施が確実となった時点で、随時市街化区域への編入が可能となる区域のことを言います。</p> <p>したがって、保留区域の設定は自動的に市街化区域への編入を意味するものではなく、あくまでも地元の合意形成が図られ、まちづくりの具体的な計画が策定された場合に、市街化区域への編入が可能となるものです。</p>